入門をお考えのみなさまへ

本日は極真会館中村道場/上新庄道場へおこしいただきありがとうございます。 下記を良くお読みになって入門をご検討ください

上新庄道場ホームページ http://www.kyokusin-kamishinjo.com 「極真 上新庄」で検索してください。



国際空手道連盟 極真会館 中科 道場

大阪淀川支部 **上新庄道場**

館長 総裁総 帥

: 大山 倍達

: **中村 誠** (第2回・第3回世界チャンピオン)

支部長·師範 : 森 健-

極

極真空手(きょくしんからて)は故大山倍達(おおやまますたつ)が創設し、世界123カ国で 会員1200万人が稽古する武道空手です。直接打撃制の空手流派の原点となっています。

極真空手はフルコンタクト空手(直接打撃制空手)です。東京オリンピック種目の空手は"寸止めルール"で直接相手に突き蹴りを当てませんが、フルコンタクトルールでは直接攻撃を当てて勝敗を決めます※。フルコンタクトルールは痛みをともないますが、痛みを知ることで相手を想いやる気持ちが育まれ、鍛え上げることで、大きなケガもしなくなります。

※手による顔面への攻撃は禁止です。道場稽古では防具をつけて安全に稽古を行います。

当道場は4年に1度開催される極真空手のオリンピック、全世界空手道選手権大会で2連覇を成し遂げた 中村 誠 が総帥をつとめる中村道場の支部道場です。経験豊富な師範・師範代・指導員が指導をいたします。



創始者 大山倍達

上新庄 道場 上新庄道場は開設30年の歴史を誇る**空手専用の常設道場**です。 ウレタンジョイントマットなど安全に配慮した施設で安心して稽古していただけます。

少年部

3,4歳~小学生

(水) 18:00~19:00 (土) 16:00~17:00

一般部

中学生~30代

(火) 20:00~21:00 (木) 20:00~21:00 (土) 18:30~19:30

壮年·女子部

35才以上の男性、中学生以上の女性

(水) 19:30~20:30 (土) 18:30~19:30

稽古は各1時間です。上達のためできるだけ各回とも出席してください。 祝日および年末年始は休館します。



入門 手続き 入門される方は練習時間の20分くらい前までに所定の書類と費用をお持ちになってお越しください。 手続きがすみましたら、その日の稽古から参加できます。

入門時に必要な費用

①入会金 15,000円

②道着代 12,000円

③月 謝 7,000円/月(少年部)

8,000円/月(一般・壮年・女子)

④保 険 1,000円/年(少年部)

2,000円/年(一般·壮年·女子)

キャンペーン価格! -

入会金+道着代+初月度月謝 ——34.000円——

20,000円※+保険料で はじめられます

必要書類

- ①入門誓約書(必要事項を記入・捺印の上お持ちください)
- ②顔写真(スナップ写真で結構です。)×1枚
- ③空手傷害保険申込書(記入・捺印しておもちください)
- ④預金口座振替依頼書 ※書き損じた場合は当道場HPから用紙をダウンロードできます
- ⑤身分証明書の提示(御提示ください。未成年の場合は保護者のもので結構です。)



入門 してから

見学

保護者の方の稽古の見学は自由です。道場は神聖な場所ですので、入退場時は一礼していただき、見学時は 手足を組まず、帽子・サングラスなどの着用はお控えください。フラッシュを用いての撮影はお断りします。

道着

道着にはすぐに名前(フルネーム)を上着、ズボン、帯に書いてください。 ズボンが長い場合は内側に折ってぬいつけてください。外に折ると組手の際に引っかかったりして危険です。



稽古への出席

稽古時間の10分前には道場に来るようにしてください。 稽古に出た日は出席簿に ○ をつけるようにしてください。 出席日数は昇級審査のときの審査項目のひとつとなります。 事情により欠席される場合は、特に電話連絡など必要ありません。 祝日・年末年始は休館します(稽古はありません)

月謝

月謝は前払い制で銀行引落しです。預金口座振替依頼書に必要事項を記載の上、道場へ提出してください。 (書き損じた場合は当道場サイトより用紙をダウンロードできます。) 銀行残高不足などで振替が出来なかった場合は、現金で道場へお支払いになるか銀行振込ください。



防具

極真空手はフルコンタクト(直接打撃)制ですが、道場稽古と少年・壮年・女子部の試合では防具をつけ、安全に行います。組手、試合、昇級審査には安全のため防具が必要ですので購入してください。上達に合わせ道場内で組手稽古をします。

①ヘッドギア 拳サポーター スネ当て 胸当て

②胸当て ファールカップ

①は道場稽古で必要、②は試合・審査で必要です。 防具には道場名(上新庄)と名前を必ず書いてください。



昇級審査

昇級審査は春秋の年二回行います。

帯は下から白帯(無級)、オレンジ帯(10,9級)、青帯(8,7級)、黄帯(6,5級)、緑帯(4,3級)、茶帯(1,2級)です。一度の審査で上がれるのは原則一級ずつですが、優秀な場合は飛び級することもあります。 道場指導員の事前チェックを受けて審査申し込みをしてください。(少年部は事前チェック合格が必要) 昇級した道場生には道場より帯が発行されます。



試合

極真会館中村道場では年に4回の試合があります。

試合に出場することで技術的・精神的にも大きく成長します。積極的に参加してください。 2月:JAPAN KARATE CLASSIC 5月:KING OF KYOKUSHIN CUP 9月:全日本大会・極真GRAND-PRIX 12月:国際親善空手道選手権大会



合宿

夏と冬の二回、中村道場 神戸総本部道場 にて合宿があります。

合宿では元世界チャンピオン 中村 誠 総帥の直接指導が受けられるほか、他の道場生とも交流ができます。

休会·退会

ご都合により、休会する場合は前月中に休会の手続きをして下さい。休会した月の月謝は3,000円となります。 病気やケガなどで月のほとんどの稽古に出られなくても後からは休会の扱いはできませんのでご注意ください。

退会する場合は退会する月までの月謝を清算して退会手続きをして下さい。

退会届は道場またはホームページにあります。退会届を提出してください。

休会・退会とも前月の10日までに手続きをしてください。11日以降の手続きは次月扱いとなります。

※キャンペーン適用入会の方は入会後半年間は自己都合による退会ができません。

極真カラテは世界に広がる武道空手です 入門者・保護者の皆様もよくご理解の上、ご入門をご検討ください 指導員・道場生一同、お待ちしております



MAS.OYAMA'S KARATE NAKAMURA DOJO





入門	門誓約書				
フリガナ	入門日				顔 写
氏名(入門者)	warman .	_	н	_	真
	西暦	年	月	日	7
英語表記					
保護者氏名(未成年者のみ)	入門者の	学校名·職業	(会社名))	
住所 〒					
1生月					
	TEL ()		_	
連絡用 Eメールアドレス【必須】	TEE(
ZZARANIA ZA A A TATA ZZARANIA	(a)				
入門者生年月日		も(電話番号)		(連絡先
西暦 年 月 日()	歳) ()	_		
F-4 F-24 [F-4 [-10.1a] 1. 2		7			
何を見て道場を知りましたか	所属道場(1 4r -	/ X, TB	
ホームページ・Facebook・テレビ・紹介・Google・タウンページ	、 大阪海	川支部	上新庄	坦場	
) 入門動機				
刀以 严里	ノヘ[**] 野が残				
cm/ kg					
現在患っている大きな病気	過去に患っ	った大きな病	気		
有 • 無 (病名)	#	無(病名)			
	1月 1	**			
※上記すべて御記入ください					
一、稽古時の事故及び怪我等の責任を当道場へは一 一、下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は ・ 退会する場合は、退会する前月の10日まて ・ 三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会 までの日謝は精質する。日謝の延滞につし	認められない。 『に退会届を書ī &処分となるこ	でに、必ず休 面で提出し退 とがある。退	会までの, 会処分と	月謝を精 なった場	算する。 合も退会
一、下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は ・ 退会する場合は、退会する前月の10日まて	認められない。 『に退会届を書『 《処分となるこの いては延滞手数》 『合は直ちに道』	でに、必ず休 面で提出し退 とがある。 科(翌々月よ 場に報告する	会までの。 会処分と り100円/。	月謝を精 なった場	算する。 合も退会
一、下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は ・ 退会する場合は、退会する前月の10日まて ・ 三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞につい ・ 引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場	認められない。 『に退会届を書 は処分となること のは直ちに道場合は直ちに道場よびSNSへの掲 「一それを破りま	でに、必ず休 面で提出。 とがある。 日本 はい は い い い い い い い い い い い い い い い い い	会までの。 会処分と。 け100円//。 す。 ロ何なる理	月謝を精 なった場 月)が発 	算する。 合も退会 生する。
一、下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は。・ 退会する場合は、退会する前月の10日まて・ 三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞につい・ 引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場一、道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影お	認められない。 『に退会届を書 は処分となること のは直ちに道場合は直ちに道場よびSNSへの掲 「一それを破りま	でに、必ず休 個で提出し退とがある。月のではまる。月のではまままで、 はない はない はんしょう はんしょく はんしんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしんしょく はんしんしょく はんしんしん はんしんしん はんしんしん はんしんしんしん はんしんしんしんし	会までの。 会処分と。 け100円//。 す。 ロ何なる理	月謝を精 なった場 月)が発 	算する。 合も退会 生する。
一、下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は。 ・ 退会する場合は、退会する前月の10日まで。 ・ 三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞につい。・ 引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場一、道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影お	認められない。 でに退会届を書 は処分とは著手に 場合は直ちに 場合はで まび SNSへの掲 一 一 一 一 それを破りま で を 世 を で を で を の を で を の を で を の を で を の を で を の を で を を で を を で を で を で を で を で を を を を を を を を を を を を を	でに、必ず休 面で提出。 とがある。 日本 はい は い い い い い い い い い い い い い い い い い	会までの。 会処分と。 け100円//。 す。 ロ何なる理	月謝を精 なった場 月)が発 	算する。 合も退会 生する。
 下記、道場の定めを理解し遵守します。 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は ・退会する場合は、退会する前月の10日まで ・三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞につい ・引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場一、道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影お 総帥 中村誠 殿 支部長・師範 森健一 殿入門を許可されましたならば、上記事項を厳守して貴道場の要求に従い賠償いたしますことを、ここに 	認められない。 でに退会届を書 は処分とは著手に 場合は直ちに 場合はで まび SNSへの掲 一 一 一 一 それを破りま で を 世 を で を で を の を で を の を で を の を で を の を で を の を で を を で を を で を で を で を で を で を を を を を を を を を を を を を	でに、必ず休 面で提出。 とがある。 日本 はい は い い い い い い い い い い い い い い い い い	会までの。 会処分と。 け100円//。 す。 ロ何なる理	月謝を精 なった場 月)が発 	算する。 合も退会 生する。
 下記、道場の定めを理解し遵守します。 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は ・退会する場合は、退会する前月の10日まで ・三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞につい ・引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場一、道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影お 総帥 中村誠 殿 支部長・師範 森健一 殿入門を許可されましたならば、上記事項を厳守して貴道場の要求に従い賠償いたしますことを、ここに 	認められない。 でに退会届を書 は処分とは著手に 場合は直ちに 場合はで まび SNSへの掲 一 一 一 一 それを破りま で を 世 を で を で を の を で を の を で を の を で を の を で を の を で を を で を を で を で を で を で を で を を を を を を を を を を を を を	でに、必ず休 面で提出。 とがある。 日本 はい は い い い い い い い い い い い い い い い い い	会までの。 会処分と。 け100円//。 す。 ロ何なる理	月謝を精 なった場 月)が発 	算する。 合も退会 生する。
 下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は ・退会する場合は、退会する前月の10日まで ・三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞につい ・引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場一、道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影お 総帥 中村誠 殿 支部長・師範 森健一 殿 入門を許可されましたならば、上記事項を厳守して 貴道場の要求に従い賠償いたしますことを、ここに	認められない。 認められない。 ではしまを に処分は直するの 場合とびSNSへ 一一でいまで ででいます。 ででいます。 ででいます。 ででいます。 のでは。 のでは。 のでは。 のでは。	でに、必ず休 面で提出。 とがある。 日本 はい は い い い い い い い い い い い い い い い い い	会までの。 会処分と。 け100円//。 す。 ロ何なる理	月謝を精 なった場 月)が発 	算する。 合も退会 生する。
 下記、道場の定めを理解し遵守します。 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は ・退会する場合は、退会する前月の10日まで ・三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞につい ・引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場一、道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影お 総帥 中村誠 殿 支部長・師範 森健一 殿 入門を許可されましたならば、上記事項を厳守して貴道場の要求に従い賠償いたしますことを、ここに (本人控え) 必ずすべてお読みください。 (本人控え) 必ずすべてお読みください。 	認められない。 でに退会を書き は処分と正さる いては直ちの 場合とび SNSへの 場合で である。 一で 一で それを す。 一で 一で です。 一で 一で 一で です。 一の 一で 一で です。 一の 一で	でに、必ず休 画で提出る。 とは、 とは、 とは、 ので提出る。 とは、 ので提出る。 とは、 のでで表する。 とは、 のでである。 には、 のでである。 には、 ののでである。 には、 には、 にない。 にな、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	会までの。 会処分と。 け100円//。 す。 ロ何なる理	月謝を精 なった場 月)が発 	算する。 合も退会 生する。
一、下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ ーヶ月以上稽古を休む場合には、休会する 休会費3,000円を納める。事後の届け出は。 ・ 退会する場合は、退会する前月の10日まで。 ・ 三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞についまり、引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場合、道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影おりまずといまでは、上記事項を厳守して、道場でいましたならば、上記事項を厳守して、貴道場の要求に従い賠償いたしますことを、ここには、大学を表し、まままでは、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、といいますには、は、大学を表しますには、ままますには、ままますには、まままますには、まままますには、ままままますには、ままままままますは、まままままままます。まままままままままままままままままま	認められない。 ではいてはいでいた。 ではいてはいでいた。 ではいてはいでいた。 ではいてはいでいた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいではいた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいではいた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいではいた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 ではいていた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	で 面と 科	会までの。 会処の円/。 す。 	月な月 由 日	算する。 会生する。 うとも 卸 し、 すも退 。会
一、下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ ーヶ月以上稽古を休む場合には、休会する (休会費3,000円を納める。事後の届け出まで・ 退会する場合は、退会する前月の10日まで・ 退会する場合には、月謝の滞納がある場合には返金までの月謝は精算する。月謝の延滞についまり、 引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場で生活をでは、上記事項を厳守した場所を許可されましたならば、上記事項を厳守して、貴道場の要求に従い賠償いたしますことを、ここに キリトリ線(書 (本人控え) 必ずすべてお読みください。 キリトリ線(書 (本人控え) 必ずすべてお読みください。 ・ 一、稽古時の事故及び怪我等の責任を当道場へは (本人費3,000円を納める。事後の届け日まで、 ・ 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する場合は、退会する場合は、退会する場合には、居謝の滞納がある場合は退金までの月謝は精算する。月謝の延滞についまで住所及び連絡先に変更が生じた場では所及び連絡先に変更が生じた場で、 引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場で、 引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場合、 引越等では所及び連絡先に変更が生じた場合、 引越等では所及び連絡先に変更が生じた場合、 引越等では所及び連絡先に変更が生じた場合、 別越等では所及び連絡先に変更が生じた場合、 別越等では所及び連絡先に変更が生じた場合、 別越等では所及び連絡先に変更が生じた場合、 別越等では所及び連絡先に変更が生じた場合、 別越等では所及び連絡先に変更が生じた場合、 別越等では所及び連絡先に変更が生じた場合、 別越等では、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述を、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述等では、 別述を、 別述を、 別述を、 別述等では、 別述を、 別述を、 別述を、 別述を、 別述を、 別述を、 別述を、 別述を	認に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に に の に に の の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に 。 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に	で 面と科易載 し 名 で 面と科易載 に でが(にを た 年 い と 提あ翌年番 が し。月すし ら が し。月すし が は退よるま	会会() 100円/j. す のとのとのでのとのでのとのでは、	月な月 由 日 面 月な月 謝っ) が あ で 謝っ) - 提 をたが し お	算合生 うとも 町 し 算合生 。会。
一、下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ ーヶ月以上稽古を休む場合には、休会する。 事後の届け出まで、 体会費3,000円を納める。事後の届け出まで、 退会する場合は、退会する場合は退会までの月謝は精算する。 月謝の延滞についまり越等で住所及び連絡先に変更が生じた場合、 道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影が、 上記事項を厳守して、 造場の事故及び怪我等の責任を当道場の要求に従い賠償いたしますことを、ここに 本リトリ線(書 (本人控え) 必ずすべてお読みください。 キリトリ線(書 (本人控え) 必ずすべてお読みください。 ・ 一、稽古時の事故及び怪我等の責任を当道場でします。 ・ 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する場合は、 過会する場合は、 退会する場合は、 場別の滞納がある場合にこいまでの月財はは精算する。 月謝の延滞にてより、 引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場合では、 場合にでは、 場合にでは、 場合にで、 は場合にで、 場合にした場合に、 は、	認に いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと	で 面と科易載 し 名 で 面と科易載 に でが(にを た 年 い と 提あ翌年番 が し。月すし ら が し。月すし が は退よるま	会会() 100円/j. す のとのとのでのとのでのとのでは、	月な月 由 日 面 月な月 謝っ) が あ で 謝っ) - 提 をたが し お	算合生 うとも 町 し 算合生 。会。
一、下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する。 休会費3,000円を納める。事後の届け出まで。 ・ 退会する場合は、退会する前月の10日まで。 ・ 退会する場合は、退会する前月の10日まで。 ・ 三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞にした場で住所及び連絡先に変更が生じた場で、道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影おり、 ・ 一、道場で住所及び連絡先に変更が生じた場合で生が、上記事項を厳守した場合では、上記事項を厳守した場合ででは、上記事項を厳守した場合ででは、近くでは、大学を関係し、対し、は、大学を関係し、対し、は、大学を関係し、対し、は、大学を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	認に いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと	で 面と 科易載 し 名 で 面と 科易載 し で 面と 科易載 し で 面と 科易載 し で 面と 科易載 し こ で 面と 科易載 し こ で 面と 科易 型	会会() 100円// ・す。 ・「のとり) 100円// ・す。 ・「のとり) 100円// ・す。 ・「のとのとのとの。」 ・「のとののとののとのである。」 ・「のとののとののとのである。」 ・「のとののとののとのである。」 ・「のとののとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。 ・「のでる。 ・「のである。 ・「ので。 ・「のでる。 ・「ので。 ・「のでる。 ・「のでる。 ・「のでる。 ・「ので。 ・「。 ・「のでる。 ・「のでる。 ・「ので。 ・「	月な月 由 日 面 月な月 謝っ) が あ で 謝っ) - 提 をたが し お	算合生 うとも 町 し 算合生 。会。
 下記、道場の定めを理解し遵守します。 ・ 一ヶ月以上稽古を休む場合には、休会する場合は、現会する場合は、退会する前月の10日まで、退会する場合は、退会する場合は、退会する場合は、退会する場合は、退会する場合に変更が生じた場合を見越等で住所及び連絡先に変更が生じた場合を見ばる。 ・ 三ヶ月以上、月謝の滞納がある場合は退会までの月謝は精算する。月謝の延滞についまり、引越等で住所及び連絡先に変更が生じた場合、道場稽古中のSNS掲載などを目的とした撮影おの要求に従い賠償いたしますことを、ここになり、 (本人控え) 必ずすべてお読みください。 ・ 本人控え) 必ずすべてお読みください。 ・ 本人控え) 必ずすべてお読みください。 ・ 本人控え) 必ずすべてお読みください。 ・ 本人控え) 必ずすべてお読みください。 ・ 本リトリ線(書でしますことを、ここになります。 ・ 本人では、本人では、本人では、本人では、本人では、本人では、本人では、大会では、は、自動では、は、自動では、は、自動では、自動では、自動では、自動では、自	認に いでは いでは いでは いでは いでは いでは いでは いでは	で 面と 科易載 し 名 で 面と 科易載 し で 面と 科易載 し で 面と 科易載 し で 面と 科易載 し こ で 面と 科易載 し こ で 面と 科易 型	会会() 100円// ・す。 ・「のとり) 100円// ・す。 ・「のとり) 100円// ・す。 ・「のとのとのとの。」 ・「のとののとののとのである。」 ・「のとののとののとのである。」 ・「のとののとののとのである。」 ・「のとののとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のとののとのである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。」 ・「のである。 ・「のでる。 ・「のである。 ・「ので。 ・「のでる。 ・「ので。 ・「のでる。 ・「のでる。 ・「のでる。 ・「ので。 ・「。 ・「のでる。 ・「のでる。 ・「ので。 ・「	月な月 由 日 で 謝っ) がをたが あっ あ	算合生 うとも 町 し 算合生 。会。

空手傷害保険加入のお願い



国際空手道連盟・極真会館 INTERNATIONAL KARATE ORGANISATION KYOKUSHIN KAIKAN

MAS. DYAMA'S KARATE 中村道域場

道場生・保護者 各位

上新庄道場

上新庄道場では公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に団体加入しています。 道場稽古では安全に充分配慮していますが、稽古中の事故によるケガがないわけではありません。 道場生の皆様につきましては万一の事故に備え、全員、当保険に加入くださいますようお願いいたします。

- ・昇給審査受審・試合出場には当保険の加入が必須です。
- ・ 道場での稽古中・行き帰りの事故などが補償対象となります。
- ・1年間の掛け捨て保険となります(4/1~翌年3/31)
- ・保険料は下記の通りです。

 少年部
 1000円/1人・年
 (保険料・事務手数料含む)

 一般・女子・壮年部
 2000円/1人・年
 (保険料・事務手数料含む)

・道場での稽古中・往復中にケガをして入院・通院された場合は所定の用紙で手続きしてください。



1,000万人の ガンバリ サポート!! スポーツ安全保険

http://www.sportsanzen.org/hoken/

下記申込書に必要事項を記載の上、保険料をそえてお申込みください。

保険申込書

申记	2者(道場生が未成年の場合は保護者)			申込日						
	氏名			西暦		年	Ξ	月		日
			(II)	— <i>"</i> —				/ J		Н
	☆ 二			ļ						
	住所 〒									
				TEL ()		_			
緊急	急連絡先(電話番号)				-					
1) -									
() -									
	フリガナ	男	A1 (F	中学生以下)	生年月日					
1	氏名		,		-	_			,	>
		女	C (高	『校生以上)		年	月	日	(才)
	フリガナ				生年月日					
	氏名	男	A1 (F	中学生以下)	<u> </u>					
2		女	C (≡	·····································	1	年	月	日	(才)
		×	C (I=	可仅王以工/						
	フリガナ	男	A1 (F	中学生以下)	生年月日					
3	氏名		·		-	_		_	,	>
		女	C (高	京校生以上)		年	月	日	(才)
	<u> </u> 備考									
	⁷ 用 ² ラ									

団体コード	9 4 0 0 0 5 1 4 5	加入者コード						
			フリカ゛ナ					
		加入者名						

預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書(収·伽)

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約の上依頼します。(ゆうちょ銀行からの自動払込を除く)

収納企業名	株式会社 シーエスエス (CSS)	振 (担	替 日 公込日)	27日	(金融機関非営業日の場合は翌営業日)
-------	-------------------	-----------	-------------	-----	--------------------

フリガナ <u>座</u> 名 義

以下のゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のいずれか一方のみご記入ください

		以下のゆうちょ	以行以外の金融的	筬関 またはゆう	りよ戯行	וטעו	9"1 (7)'—,	יטע	みご記し	\\!\:c	201	
		金融	機関名	いずれかに、	/をつけてくだ	さい			本・支	店名		いずれかに√を つけてください
→	以外の全			□銀 行□信用金庫	□信用							□支店(所)
	金融機	金融機関コード			□農	協	支风	吉コー	ド			
	機或		いずれか	にくをつけてください	,1						右づめで	ご記入ください
	関行	預金種目	□ 普通(総合	計 当	座		口座番号	,				
		チロラ じ	(200									
Ļ	ゆ 銀う 行ち	種目コード 166 契約種別コード 30	通帳記号 1	目がある場合は、※欄にご	記入ください)※	通	 帳番号				石つめで	ご記入ください
	ょ	払込先口座番号	0098	0-4-807	776	払	込先加入	者名	株	式会社	: シーコ	スエス

お願い

- ★ 必ず金融機関にお届出のものを正確にご記入ください。
- ★ 訂正印は、金融機関お届出印でお願いします。
- ★ 預金者が法人の場合は、お届出の社名・代表者肩書・氏名を省略せずにご記入ください。 (ゆうちょ銀行の場合は、お届出のとおりの名義をご記入ください。)

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)

- 1. 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落しの上支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座 貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、 請求書を返却してもさしつかえありません。
- 3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約を終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- 4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、 銀行には迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-6-2 株式会社 **シーエスエス(CSS**) (お願い) 本依頼書に不備がありましたら、 左記へご返送ください。

金属	融 機	関使用欄	
検	印		
印照	鑑合		
受付	护印		



(不備返却事由)

1. 印鑑相違・サイン相違 6. その他(備考)

お届出印

- 2. 印鑑不鮮明
- 3. 該当口座なし
- 関 4. 押印もれ・訂正印もれ
- 田 5. 記載事項相違

欄

(店名、金融機関コード、支店コード、 預金種目、口座番号、通帳記号番号、口座名義)

この依頼書(申込書)にご記入いただいた個人情報は、 団体および団体から委託を受けた㈱シーエスエスが預 金口座振替(自動払込)業務およびこれに付随・関連 する業務に限り使用します。